

平成25年9月定例会

一 般 質 問

自由民主党広島県議会広志議員会・フォーラム広島

城 戸 常 太

広志会の 城戸 常太 でございます。
さっそく、質問に入らせていただきます。

湯崎知事は、二期目へ向けて出馬を表明されましたが、これまで、「ひろしま未来チャレンジビジョン」を策定され、その具体化を推進するため、就任1年目を「仕込みと基盤づくり」、2年目を「実行」、3年目を「加速」、そして、4年目となる本年度を「進化」の年と位置付け、施策の更なる重点化を行い、集中的に取り組んでこられたところです。

このような中で、湯崎知事が、新たに立ち上げられたり、また、長年の懸案等について、一定の方向性を示されたりした様々なものがあります。

しかし、その現状を見ると、どれも課題は払拭されておらず、すべてが、どこか、もの足りなく、矛盾を感じるような、中途半端感が否めません。

私が、そのように感じるのは、次のようなことであると思います。

湯崎知事は、「瀬戸内 海の道 一兆円構想」を掲げ、当選をされました。
当時、私を含め、多くの人が、この構想に期待しました。

しかし、その中身について尋ねると、知事は「これから作る」と言われたのであります。

構想とは、現状の課題を解決するための計画や対策だけではなく、先見性に富み、持続性が高く、同時に、周囲を巻き込んでいく力を持った一連のものであると思います。

一般的に、目的や必要性を全て洗い出して、その上で計画を立て、ネックとなるものを、どう解決するのかを整理し、実施していく、こういう一連のものが構想であり、ある程度、具体化の道筋を先に作っておくべきと 私は考えます。

「瀬戸内海の道構想」では、地域資源を発掘して、その魅力化を図る、としておられますが、現時点では、既存のレモンなどが取り上げられているだ

けです。

新たな地域資源を発掘して魅力を向上させ、ブランドとして価値を高めていくのであれば、活性化を持続させていくことはできません。

さらに、この構想は、まだ「中間報告」の段階であり、そもそも完成していないのであります。

湯崎県政は、この「瀬戸内海の道構想」のイメージが崩れたあたりから、どこか、中途半端とを感じるようになってきたと思います。

また、最近、議会に提案される施策の内容を詳しく聞くと、「まだ固まっていない」とか、「これから考える」と返ってくるものが、あまりにも多いと感じています。

中身が決まっていなければ、施策の良し悪しや予算の適否について、判断できません。

中身が十分に詰まってない議案が、議会に提案されることに、私は非常に疑問を感じます。

これも、県政がもの足りなさを感じる要因となっているのです。

さて、それでは、これから具体的な施策について、私が思う点を述べ、質問をして参りたいと思います。

最初に、知事が民間と連携して立ち上げた施策の課題等について、お伺いします。

まず、(株)ひろしまイノベーション推進機構であります。

このファンドが設立されて、2年半が経過しようとしていますが、投資実績は、わずか2件であります。

また、この2件の投資先は、粉飾決算で上場廃止となった企業と、経営者が以前、他の事業により破綻した企業が対象となっています。

これでは、このファンドの所期の目的である「企業育成」に資するものではなくて、まるで不良債権処理の再生ファンドの感がいたします。

また、そのように投資実績が伸びないままでも、管理経費は、これまで約4億円もかかっています。

この管理経費は、出資総額105億円や投資総額の2.5%が、毎年度の上限となっています。

このため、今後、投資実績が伸びなくても、管理経費は使われていきますが、ファンドが終了するまでの12年間では、最大で28億円程度にもなるのです。

これでは、ファンドの所期の目的を達成することはできず、投資した資金の回収の見込みも立たない可能性があります。

次に、広島ブランドショップ「タウ」であります。

「タウ」の開設1年間の売上目標は約5億円でしたが、その実績は4億8千百万円と、目標の約96%にとどまりました。

県は、「タウ」の開設に当たり、オープンまでの費用等に約3億8千万円を投入しています。

また、「タウ」の施設管理にかかる県費の年間投入額は、これまでの実績を踏まえると、支出が1億9千3百万円で、収入が、テナント事業者からの賃料収入等の6千6百万円で、差し引き、1億2千7百万円になる、とのこと。

これに加えて、事務費やイベント経費に、数千万円程度が必要でしょうから、合計では、年間1億5千万円程度を県が投入していくこととなります。

そもそも、「タウ」の開設の目的は、「広島の地域ブランドの価値の向上」と「広島ファンの増加」でした。

それらの目的を達成するために必要な県費の限度額を、あらかじめ決めておくべきです。

それが無いから、費用対効果の検証も十分にできません。

また、家賃が高いという理由で、以前のアンテナショップをやめた経緯を踏まえると、更に多額の県費を投入してまで、「タウ」で何をやりたいのか、その目的や意図が良くわからないのであります。

なお、この「タウ」の売上実績を、知事は「目標は、ほぼ達成をした」と評価されましたが、民間企業の経営者の感覚であれば、「千 9 百万円 たらなかった」であり、「ほぼ達成」という評価は、ありえません。

次に、公民共同企業体による水事業 であります。

県は、将来にわたって 持続可能な水道事業の実現を目指し、県が株式の 35%、民間企業が株式の 65%を保有する公民共同企業体を設立しました。

本年度から、広島西部地域において、共同企業体が指定管理者として、業務を開始しています。

この企業体の定款では、水事業の海外展開が明記されており、万が一、事業に失敗した場合は、多額の負債を抱え、会社が存続できなくなるおそれがあります。

その時に、広島県の水が、安定供給できるのでしょうか。

先行して共同企業体を設立した東京都では、株式の 51%以上を、また、大阪市や横浜市では、株式の 100%を保有して企業体をコントロールできるようにするとともに、責任を明確にしています。

それを本県では 35%とする判断をした理由について、納得できる明確な説明は未だにありませんが、県民にも理解されるように説明をするべきです。

また、県は、株主間協定等でコントロールできると説明されましたが、仮に、会社が倒産に至った場合にも、それらが履行される法的な根拠を示すべきであります。

そして、メガソーラー事業であります。

県は、中国電力と共同事業体を設立し、県有地でメガソーラー事業を行い、その収益を、国の電力買取制度の不公平感を緩和するために、県民に還元するとしております。

しかし、国の買取価格 42 円を確保するため、駆け込みで事業の立案をした感があります。

このため、東広島市で事業を開始しようとした際、送電線の空き容量が足らず、予定の 1/3 程度の発電量に変更を余儀なくされました。

事前の詰めが甘かった結果です。

また、先般、県から、県民への還元方法の案が示されました。

当初、検討した各世帯への配分は止めて、省エネ活動や、省エネ設備の導入への助成、全県的な省エネの啓発 の3つの案を中心として、今後、検討されるとのことです。

しかし、そのような案で、果たして、県民の不公平感が緩和されるのでしょうか。

甚だ 疑問であります。

さらに、県が売電をすればするほど、電力会社の買取費用が増えていき、各家庭の負担が増えるのです。

実際に、中国地方の本年度の負担は、一般家庭で、月額 23 円と、昨年度より 24 円も増えており、さらに、今後も負担は増え続けて、いずれ、千円を超えるという驚くべき推計を、中国経済連合会がしている、という報道があります。

事業実施により、県民の負担が増えるのでは、事業目的と矛盾しており、非常に理解に苦しみます。

また、そもそも、このような収益事業は、民間に任せるべきで、県が自らやるべきではない、と思います。

100 歩譲って、どうしてもやるのなら、その収益は、本来、当該県有地の造成費や損金等の回収の一部に充てるべきであり、それを県民に還元するのは、本末転倒であります。

(問)これらの民間と連携した施策は、実施段階では詰めが甘いことから、結果として、本来の趣旨・目的とは違ったものとなっており、全く中途半端です。

知事は、^{のぞ}このような現状をどう受け止め、2期目に向けて、どのような姿勢で臨もうと考えておられるのか、お伺いします。

次に、長年の懸案への対応について、お伺いします。

まず、鞆地区 道路港湾 整備事業 であります。

知事は、鞆地区の埋め立て・架橋計画を撤回し、山側トンネルを中心とし

て、鞆地区の新たな地域振興を推進するよう決断をされました。

その後も、福山市との協議や地元住民との話し合いも継続されておられますが、遅々として進まず、県からは、山側トンネルの具体的な案すら示されておられません。

また、鞆の問題について最終決定をするために、どのような条件が必要なのか、全く示されていませんが、このままでは、ズルズルと年月が過ぎ去る懸念があります。

次に、広島市東部地区 連続立体交差事業であります。

広島市東部地区のJR線 6.3km を高架にする、この事業は、平成 14 年 3 月に事業認可を受けました。

それ以来、特に、府中町と海田町では、この事業の完了を前提として、新たな町づくりについて検討がなされ、積極的な準備を進めておられます。

用地買収の進捗状況は、昨年度末の時点で、面積では、府中町では約 100%、海田町では約 91%であり、事業の完成に向けて、地元の住民や企業等も協力をしてきております。

このような中で、県と広島市は、財政難を理由として、この事業に係る本年度の予算措置を見送りました。

そして更に、先月、県は、この事業の実施を 2kmへと大幅に短縮する、という検討案を両町に示したのです。

財政が厳しいことが理由とのことですが、町や地元住民等々の協力も得て、両町の用地買収も、ほぼ終わっている状態で、突然、大幅な事業短縮を表明するのは、行政のやり方として、正しいのでしょうか。

これまでの経緯を踏まえ、事業期間を延ばしてでも、事業を完成させるよう真剣に取り組むべきであると思いますが、これも、地元の反発が強く、解

決には、時間がかかるのではないのでしょうか。

次に、広島高速 5 号線であります。

広島高速 5 号線の二葉山トンネル建設問題について、知事は、昨年 12 月、広島市長と合意の上、着工する判断をされました。

その後、建設の差し止めを求めて住民訴訟も提起される中、知事は、反対住民との話し合いを継続しておられます。

知事は、計画を受け入れてもらえるよう住民への説明を続けるとのことでありますが、話し合いは 平行線をたどっております。

これらの懸案に共通して言えるのは、結局、事態は一向に進展していない、ということなのであります。

また、いずれも地元との協議等を継続しておられますが、その期限の設定が全くありません。

(問)「いつまでに結論を出すのか」という観点で欠落している状態で協議を続けたとしても、問題が長期化し、無用の混乱を起こすだけでありますが、知事は、今後、どう取り組んでいくおつもりなのか、お伺いします。

次に、今後の損失処理の適正化について、お伺いします。

まず、広島県農林振興センターの分収造林事業であります。

この度、示された「県営林 長期管理経営方針(案)」では、破綻したセンター分収造林事業と 県営林事業を、一緒にして 管理経営を行うこととしております。

センター分収造林事業は、民事再生の申立てによって事業破綻したのですから、土地所有者も応分の責任を負う必要がありますが、分収割合については、従前の方針から変更はなく、土地所有者の取り分が保障される形となっています。

先進例では、土地所有者の分収割合を4割から1割に減らす方針を明確に示して、事業再生に取り組む県もあります。
本県では、何故、そうしないのでしょうか。

本県の分収割合は、既存の県営林と分収林では異なっていますが、これを整理しないままに、両事業を一緒にした場合、不公平感が生じるとともに、分収割合の見直しを行うのは、難しくなるのではないのでしょうか。

また、センターの組織ごと、そのままを新法人に移行して、それで経営改善を図るとしてはありますが、これまで多額の損失を出してきた組織で再生を図っても、その実現は難しいと思います。

さらに、「日本政策金融公庫」の借入金返済のため、「三セク債」を活用しますが、県は、この「三セク債」約 129 億円の元本と 1.5%の利息を、今後 10 年間で返済しなければなりません。

単純に、複利計算で試算すると、145 億円程度の返済となりますが、それは、一般財源から、つまり、県民の税金や借金で支払われるのです。

また、この他、県が債権放棄をした 339 億円も、過去に、一般財源でセンターに貸し付けたものなのです。

このように、センター分収造林事業に係る債務処理は、結局のところ、県の債権放棄も、三セク債の返済も、全て県民に負担を求めており、その額は 484 億円にもなるのです。

一方で、当事者である土地所有者の利益は保障され、管理者側の責任を問うこともなく、負担を県民だけに押し付けている。

この事情を 県民には十分に周知されていないのであります。

この他にも、土地造成事業会計については、累積欠損金が、平成 23 年度末で 190 億円にも上っています。

さらに、地方公営企業会計制度の見直しにより、平成 26 年度から評価基準が変わることとなっており、これによって、現有資産の再評価を行えば、190 億円の評価損になると執行部は答弁されています。

しかし、これには、未整備の県有地や、一般会計に移管されて 他の部局に所管換えされた県有地が含まれておりませんが、累積欠損と併せた現時点における損失の計は、380 億円が見込まれます。

なお、広島県土地開発公社の平成 24 年度決算後のキャッシュ・フローの剰余金、約 193 億円は、このような損失の補填に使うべきだと考えます。

また、港湾特会についても、平成 24 年度末現在で、借金が約 948 億円もあり、そのうち、土地関係が約 493 億円とのことですが、地価の下落等を踏まえると、今後、土地を売却したとしても、多額の赤字が出ると予測されます。

私は、少なくとも、300 億円程度以上の赤字となるのではないかと 思います。

さらに、広島クリスタルプラザの土地信託事業について、仮に、入居率が 100%で推移した場合でも、信託期間 終了時の平成 34 年における借入金残高は、約 71 億円程度になるとされています。

しかし、実際には、入居率は 100%より低いので、損失は、まだ これから増えるのです。

また、今後、金利が上昇すれば、更に損失が増えます。

県は、財政難と言いながら、このような多額の損失を、次々と自らが出しているのであります。

ざっと計算して、損失は全部で千 2 百 5 十億円です。

このお金が 仮にあれば、新しい広島市民球場の建設費が約 90 億円で

すから、土地は別として、約 14 個、作ることができ、あるいは、東部連続 立体交差事業も、余裕で建設できるのです。

この損失の問題について、県は、先の 6 月定例会の知事説明において、分収造林事業の債務処理について、「県民負担を伴うこととなり、大変申し訳なく思っております。」と述べただけで、その責任問題についての言及はありません。

「企業経営者として厳しい環境で成果を実現してきた」湯崎知事が、これで県民の理解が得られると思っておられるとは、到底思えません。

法改正により、近々、いやおうなく多額の損失が表面化いたします。

その際、今回の分収造林事業のように、県民不在で、行政の都合だけの処理が行われるのではないかと、大変、危惧するところであります。

(問) それらの損失の処理に当たっては、現状を十分に把握しつつ、県民にわかりやすく、かつ、県民の理解が得られる方法で、適正に対処していただきたいと思いますが、知事のご所見をお伺いします。

これまで述べてきた問題に対しては、今後、目的をしっかりと押さえた上で、きちんとプロセスを踏んで、課題を一つ一つ解決しながら、進むべき方向を見定めて、取り組んでいく必要がある と考えます。

また、様々な環境変化に対応して、いわゆる「P・D・C・A」をしっかりと行い、必要であれば、事業を途中で見直していかなければなりません。

その際、目的をしっかりと定め、実施に向けた計画を作る必要があります。

目的がブレたのでは、そもそも「P・D・C・A」などできないと思います。

これまで指摘してきたことは、知事にとっては、嫌なものばかりであったと思ひますが、これも、今後の本県の持続的な発展に向けて、将来をしっかりと見据えた県政の舵取りをお願いしたいからであります。

さて、この他にも、気になることが幾つかございます。

まず、広島空港の機能強化について、であります。

ご案内のとおり、広島空港は、アクセスや東京滞在時間等で優位性のある、岩国錦帯橋空港や岡山空港に旅客を取られ、このままではジリ貧となるおそれがあります。

このため、抜本的なアクセスの改善や運用時間の延長等、広島空港の機能の充実について、真剣に考えていく必要があります。

空港の運用時間は、岡山は、午前7時から午後9時30分までの14時間30分で、岩国は、午前7時から午後10時までの15時間です。

これに対して、広島空港は、午前7時30分から午後9時30分までの14時間です。

例えば、終わりを午後10時30分までと、1時間の延長ができれば、東京の滞在時間で、広島空港は、両空港より優位に立つことができます。

運用時間の延長は、広島空港を活性化し、拠点機能を高めるためにも、

是非とも検討すべき課題であります。

(問)開港して20年が経過することも踏まえて、そろそろ地元住民等と協議を始めるなど、実現に向けた取り組みを進めてはどうかと考えますが、ご所見をお伺いします。

次に、危機管理への適切な対応について、お伺いします。

たとえ財政状況が厳しくても、県は、県民の生活と財産を守るため、危機管理に万全の準備を尽くす責務があります。

例えば、近年、「鳥インフルエンザ」や「口蹄疫」の問題がありました。

家畜を検査する県の機関は、東広島市の「西部 家畜 保健 衛生所」に、その機能が集約されております。

しかし、「西部 家畜 保健 衛生所」の検査機器を見ると、多くのものが耐用年数を経過しております。

実際には、まだ使えるのかも知れませんが、耐用年数を過ぎたものは、いつ使えなくなるのか、わかりません。

また、修理をしようと思っても、既に、修理部品の対応をメーカーが終了している場合があります。

これは一つの例ですが、県政の全てに言えることです。

いざという時のために、備えるのが危機管理です。

(問)このため、危機管理上、必要な機器等については、財政状況が厳しいからと言って放置するのではなく、計画的に更新しておく必要がありますが、今後の対応について、ご所見をお伺いします。

最後に、議員定数の見直しについて、我々の意見を述べさせていただきたいと思います。

議員定数等特別委員会では、早い段階から、その見直しの前提条件として、合区はしない、総数は増やさない、という2つの条件を決めて、一票の格差を拡大させない方向で、議論が進められてきました。

しかし、本来は、まず、本県における議員定数は何人が適切なのか、その在り方をしっかり議論した上で、削減数の目標を決めてから検討を進めるべきであったと考えます。

議員定数のあるべき姿が無くては、なぜ議員定数を減らすのか、また、何人減らせば良いのか、わかりません。

それで、2人減、3人減などという案を提示されても、どれが適切か、判断するのは難しいのであります。

議員定数の見直しについては、県内の市町の議会においても検討が始まったとの報道があります。

例えば、廿日市市では、特別委員会で「議員が何をすべきか」を整理した上で、議員定数の適正化の検討が行われるとのことですが、まったく、その通りだと思えます。

本議会としても、議員の役割を十分検証するとともに、政令指定都市、中核市、一般市町の権能の違いについても加味して検討する必要があると考えます。

我々は、現状を踏まえると、政令指定都市がある道府県議会における

旧法定上限数からの削減率の平均が 14.3%減であることから、少なくとも、それと同じレベルとなるように、定数は、4 人減の 62 人とするべきと考えます。

また、現在、国において、政令指定都市における選挙区割りの在り方について、検討がなされており、これらも注視しつつ、十分に検討をした上で、結論を出すべきであったのではないかと思います。

以上、意見を申し上げて、私の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。